



<p>契約締結日 :平成21年4月10日</p> <p>予定価格の算定にあたりどのような業者から見積書を徴取したのか。また何か所から徴取したのか。</p> <p>独立系リース会社から徴取した見積書には日付の記載がないため徴取日が不明である。書類形式として、今後、整えておくこと。</p> <p>仕様書に特定メーカーの車種を例示として記載しているのはなぜか。</p>	<p>メーカー系リース会社1者と独立系リース会社1者の計2者から見積書を徴取した。</p> <p>そのように対応する。</p> <p>自動車は複数のメーカーが多様な車種を製造しているため、応札者に仕様内容を分かり易く理解してもらうため1つの例示として記載した。</p>
<p>No.3</p> <p>「平成21年度海上防災体制の充実強化に係る必要資機材の購入(特定小電力無線機)」</p> <p>契約相手方 : (株)渡辺プロテック</p> <p>契約金額 : 2,388,750円</p> <p>契約締結日 : 平成21年9月29日</p> <p>無線機はどのような仕様のものか。</p> <p>調達する物品の中には、無線機本体以外に充電器などの付属品も含まれているのか。</p>	<p>使用にあたり無線免許の不要な非防爆型のものである。</p> <p>付属品も含まれている。</p>
<p>No.4</p> <p>「平成21年度1/四半期消防船燃料油購入」</p> <p>契約相手方 : (有)東邦物産</p> <p>契約金額 : 7,449,750円</p> <p>契約締結日 : 平成21年4月1日</p>	

<p>No.5</p> <p>「平成21年度2/四半期消防船燃料油購入」</p> <p>契約相手方 : (有)若葉興産</p> <p>契約金額 : 8,489,250円</p> <p>契約締結日 : 平成21年6月30日</p>	
<p>No.6</p> <p>「平成21年度3/四半期消防船燃料油購入」</p> <p>契約相手方 : アジア油販(株)</p> <p>契約金額 : 9,147,600円</p> <p>契約締結日 : 平成21年9月28日</p>	
<p>予定価格の積算にあたって、専門紙等の公表価格を直接採用しないのはなぜか。</p> <p>1/四半期(No4)と2/四半期(No5)の入札は1回目は不落となり、再度入札を行って落札となった。一方3/四半期は1回目の入札で落札となった。この点について、どのように分析しているか。</p> <p>契約後の価格変動への対応はどのように行っているか。</p> <p>(以下No.5とNo.6も同様)</p> <p>契約単価の変更について、契約書に記載があるのか。</p> <p>(以下No.5とNo.6も同様)</p> <p>(契約する燃料は)A重油でなければならないのか。</p>	<p>重油価格は取引形態及び取引数量により価格が異なり、更に、原油価格の動向等により大きく変動する。専門紙等の公表取引価格は一定期間経過後の発表となるため、市況の(価格)変化にタイムリーに追従出来ないため。</p> <p>1/四半期(No4)と2/四半期(No5)については予定価格の設定が低めとなり、3/四半期は高めになったのではないかと思われる。平成20年度から21年度までの期間、重油価格は大きく上昇し、市況(市場価格)の動向を見極めて予定価格を設定するのが非常に難しかった。現行の予定価格算定方式は固定されたものではなく、今後も、市場価格等を適切に反映する方式を検討していきたい。</p> <p>単価契約方式を採用しており、契約期間中、市況に一定額以上の価格変動を認めた場合、契約単価の改定を行うこととしている。その指標として日本経済新聞に毎日掲載されているA重油価格を採用している。</p> <p>契約書に記載している。</p> <p>消防船の主機関はディーゼルエンジンで、燃料の種類は主機メーカーに指定されているため他の油類は適合しない。</p>
<p>No.7</p>	

<p>「B型衝立式オイルフェンス購入1,980m」</p> <p>契約相手方 : (株)エクセノヤマミズ</p> <p>契約金額 : 18,503,100円</p> <p>契約締結日 : 平成21年7月17日</p> <p>オイルフェンスでB型というのはどういうものなのか。</p> <p>(No.8も同様)</p> <p>No.8</p> <p>「B型オイルフェンス購入1,980m」</p> <p>契約相手方 : 松本興産(株)東京営業所</p> <p>契約金額 : 16,718,100円</p> <p>契約締結日 : 平成21年9月10日</p>	<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則に定められている規格で、B型は海面上の高さが30センチ以上の大型のものである。</p>
<p>No.9</p> <p>「平成21年度海上防災体制の充実強化に係る必要資機材の購入(油回収装置)」</p> <p>契約相手方 : (株)カネヤス</p> <p>契約金額 : 15,540,000円</p> <p>契約締結日 : 平成21年9月18日</p> <p>特定の物品に限定した仕様としたのはなぜか。</p>	<p>調達する物品がセンターが保有する船舶に連結して使用するものであることから、適合する特定の物品に限定した仕様とする必要があった。</p>
<p>No.10</p> <p>「淡水化处理装置のRO膜購入」</p> <p>契約相手方 : 水処理エース(株)</p> <p>契約金額 : 2,772,000円</p> <p>契約締結日 : 平成21年7月14日</p> <p>特定の物品に限定した仕様としたのはなぜか。また、予定価格の算定にあたって、1者だけしか見積書を徴取しなかったのはなぜか。</p>	<p>調達する物品が過去に調達した淡水化处理装置の交換部品であることから、本体と適合する特定の物品に限定した仕様とする必要があった。また、製造メーカー以外で当該物品を取扱っている者を見つけることができなかつたことから見積書の徴取は1者となった。</p>

<p>製造メーカー以外の者が落札した場合、製造メーカー以外の物品となるのか。</p> <p>製造メーカーと製造メーカー以外の者との間で価格競争が成り立つのか。</p> <p>落札者の応札額は、予定価格の算定にあたって徴取した見積書より大幅に低い価格となっているが、自社以外の者が参入してくることを事前に知っていたのか。</p> <p>今回の調達物品について、前回の調達状況はどうであったか。</p>	<p>製造メーカー以外の物品では仕様条件を満たすことができないため製造メーカーの物品に限定される。</p> <p>成立つと思う。</p> <p>落札者と落札者以外の応札者の関係は承知していない。</p> <p>前は、緊急に必要となったため随意契約で対応した。一般競争契約を行ったのは、今回が初めてである。</p>
<p>No.11</p> <p>「平成21年度海上防災体制の充実強化に係る必要資機材の購入(高分子ゲル生成型泡消火剤 AGF-3)」</p> <p>契約相手方 : 宮田工業(株)</p> <p>契約金額 : 11,550,000円</p> <p>契約締結日 : 平成21年4月9日</p> <p>特定の物品に限定した仕様としたのはなぜか。</p> <p>(No.12も同様)</p>	<p>類似の消火剤と性能の比較検討を行った上で決定したもので、他の消火剤をもって代替することができなかったため。</p>
<p>No.12</p> <p>「平成21年度海上防災体制の充実強化に係る必要資機材の購入(泡消火薬剤)」</p> <p>契約相手方 : 宮田工業(株)</p> <p>契約金額 : 13,545,000円</p> <p>契約締結日 : 平成21年8月24日</p>	